

鳥取県規則第五十号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項を次のように改める。

二 削除

別表第一の五の項及び六の項を次のように改める。

五 桑園集団化資金 桑園を集団化する 場合の当該桑園の新植を行なうために 必要な桑苗又は当該桑園の土じよう改 良を行なうために必要な資材の購入に 要する資金	桑園一〇アールにつき 二二、八〇〇円	三年以内
六 削除		

別表第一の十の項を次のように改める。

十 米麦收穫等技術改善資金 知事が定 める基準に基づき、稲の機械刈取りか ら生脱穀及び生乾燥までの一連の技術 を導入する場合において必要な動力刈 取機若しくは穀類乾燥機又は麦の省力 多収栽培技術を導入する場合において	動力刈取機一台につき 結束型二条にあつては 三一〇、〇〇〇円 結束型三条にあつては 四一〇、〇〇〇円 自脱型コンバインにあ	三年以内
---	--	------

必要な施肥は種機、動力刈取機若しく
は穀類乾燥機の購入に要する資金

つては 五五〇、〇〇〇円 穀類乾燥機一台につき 三〇〇、〇〇〇円 施肥は種機一台につき 四九、〇〇〇円
--

別表第一の二十二の項標準事業費の欄中「二〇、一五〇円」を「二九、
四〇〇円」に、

「畑において多年生牧草の
栽培（乾草及びサイレージ
の調製を含む。）を行なう
ために必要な施設を設置
し、又は機械を購入する場
合にあつては、耕地一〇ア
ールにつき
一一、三〇〇円
を
「畑において多年生牧草の
栽培（乾草及びサイレージ
の調製を含む。）を行なう
ために必要な施設を設置
し、又は機械を購入する場
合にあつては、耕地一〇ア
ールにつき
一一、三〇〇円
を
に改める。

別表第二の一の項を次のように改める。

「一四、四〇〇円」
購入する場合にあつては、
耕地一〇アールにつき
一一、三〇〇円

一 生活合理化設備資金 生活の合理化に資する設備又は装置で次に掲げるものを設置するために必要な資材の購入に要する資金

- (一) 太陽熱利用温水装置
- (二) メタンガス発生装置
- (三) 改良便そう
- (四) 地下食品貯蔵庫
- (五) 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)
- (六) 尿浄化装置

上欄の設備又は装置の区分に応じ、それぞれの資材購入費の百分の七十に相当する額とし、その額がそれぞれこの欄の額をこえるときは、当該額とする。

四五、〇〇〇円	三年以内
四〇、〇〇〇円	三年以内
二五、〇〇〇円	二年以内
二〇、〇〇〇円	二年以内
三五、〇〇〇円	二年以内
八五、〇〇〇円	三年以内

別表第二の三の項農家生活改善資金の種類欄中「共同洗濯施設」を「共同じんあい処理施設」に改め、同表の三の項貸付金の限度額の欄中「三五〇、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に改める。

第二号様式(2)中

エ 壁ペーチカ
 オ 地下食品貯蔵庫
 カ 透明雪囲い
 キ 自家用給排水施設
 ク 尿浄化装置

を

エ 地下食品貯蔵庫
 オ 自家用給排水施設
 カ 尿浄化装置

に改める。

第二号様式(3)中
「共同洗濯施設」を
「共同じんあい処理施設」
に改める。

附 則

- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)
 - 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第四百八十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥園函第二八一号	秋 山 雄 平	昭和四十四年七月二十九日

鳥取県告示第四百八十七号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、米子市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百四十三条の規定により告示する。

昭和四十四年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日時	検査区域	検査場所
九月二十四日 午前九時三十分から 午後四時まで	米子市	米子市立啓成小学校
二十五日		
二十六日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで		義方小学校
二十九日 午前九時三十分から 午後四時まで		
三十日		就将小学校
十月一日		
二日		明道小学校
三日		

七日	計量器所在場所
八日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで	米子市立明道小学校
九日	

鳥取県告示第四百八十八号

鳥取県農業改良資金貸付基準(昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号)の一部を次のように改正し、昭和四十四年八月二十二日から施行する。

昭和四十四年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一の表の二の項を次のように改める。

二 削除	
------	--

第一の表の五及び六の項を次のように改める。

五 桑園集閉化 資金	桑苗 土じよう改良資材	農業者等	桑園一〇アールにつき 二二、八〇〇円 (桑苗(七二〇本) 一八、〇〇〇円 土じよう改良資材 四、八〇〇円)	十月十五日
六 削除				

00822

第一の表の十の項を次のように改める。

十 米麦収穫等 技術改善資金	動力刈取機 穀類乾燥機 施肥は種機	農業者等	動力刈取機一台につき 結束型二条にあつては 三一〇、〇〇〇円 結束型三条にあつては 四一〇、〇〇〇円 自脱型コンバインにあつては 五五〇、〇〇〇円 穀類乾燥機一台につき 三〇〇、〇〇〇円 施肥は種機一台につき 四九、〇〇〇円	八月九月
-------------------	-------------------------	------	--	------

第一の表の二十二の項貸付対象の欄中

「ロ 施設

乾草収納舎、サイロ、
尿溜及び堆肥盤

(四) 桑

イ 機械

「ロ 施設

乾草収納舎、サイロを

「ロ、尿溜及び堆肥盤」

農業用トラクター(乗用型)及び附属作業機、高効率防除機(背負式を除く)、収穫

機等の動力機械

ロ、施設

かん水施設及び運搬

施設

同表の二十二の項標準事業費の内訳の欄中「二〇、一五〇円」を「二九、四〇〇円」に、

「畑において多年生牧草の栽培(乾草及びサイレージの調製を含む。)を行なうために必要な施設を

「畑において多年生牧草の栽培(乾草及びサイレージの調製を含む。)を行なうために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあっては、耕地一〇アールにつき

に改める。

設置し、又は機械を購入する場合にあっては、耕地一〇アールにつき

一一、三〇〇円

桑を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあっては、耕地一〇アールにつき

一四、四〇〇円

第二の表の一の項中

壁ペーチカを設置するために必要な資材	六月七月
地下食品貯蔵庫を設置するために必要な資材	六月七月
透明雪囲いを設置するために必要な資材	六月七月
地下食品貯蔵庫を設置するために必要な資材	六月七月

第二の表の三の項貸付対象の欄中「共同洗濯施設の設置に要する資金」を「共同じんあい処理施設の設置に要する資金」に改める。

鳥取県告示第四百八十九号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十四年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

四 実施の期日 別表のとおり
五 検査の方法

- 1 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
- 2 だに駆除 BHC散布

別表

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

八月二十六日	名和町	神田放牧場検診場
二十七日	岸本町	大山放牧場
九月 十日	大山町	香取開拓
十一日	大山町	香取開拓
十二日	名和町	神田放牧場
十六日	名和町	神田放牧場

鳥取県告示第四百九十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年八月十五日から用途廃止した。

昭和四十四年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市大覚寺字江崎五ノ一番地先から六番地先まで		四六三・三七	水路敷
宮長字江崎二一四番地先から二一五ノ一番地先まで		八〇七・四八	"
吉成字逆川七五七ノ一番地先から七五五ノ次二番地先まで		八九・八〇	"
宮長字江崎二二〇番地先から二二二ノ四番地先まで		九三・七二	"